

東京高等裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 損害賠償請求控訴事件

国側当事者・国

令和5年9月14日棄却・確定

(第一審・東京地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和5年3月17日判決、本資料273号・順号2023-4)

判 決

控訴人	X
同代表者	A
同訴訟代理人弁護士	下山田 聡明
被控訴人	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
同指定代理人	高橋 紀子
同	濱辺 希
同	松尾 直哉
同	小林 正明
同	岩田 伊史

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、2億円を支払え。

なお、控訴人は、当審において、原審で求めていた遅延損害金の請求を減縮した。

第2 事案の概要

(以下において略称を用いるときは、新たに定義するもののほか原判決に同じ。)

- 1 本件事案の要旨は、2頁11行目の「といい、」から同行目の「処分」までを削り、同14行目の「という。」を「といい、本件共助実施決定処分と併せて「本件各処分」という。」に改め、同21行目の「改正前」の次に「の」を加え、同22行目末尾に行を改めて次のとおり加えるほかは、原判決「事実及び理由」第2の柱書に記載のとおりであるから、これを引用する。

「原審が、控訴人の請求を棄却したところ、控訴人がこれを不服として控訴し、当審において、前記第1の2のとおり遅延損害金の請求を減縮した。」

- 2 「前提事実」、「関係法令の定め」、「争点」及び「争点に関する当事者の主張」は、22頁26行目の「2g」を「2項g」に、24頁5行目の「課税期間」を「この条約の署名及び効

力発生」にそれぞれ改め、後記3に当審における控訴人の補足的主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」第2の1ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 当審における控訴人の補足的主張

(1) 原判決は、Cに係る刑事事件が執行猶予期間を経過して刑事責任が消滅しているという控訴人の主張を取り上げていない。また、刑事事件の有罪とされた金額相当額以上の支払を行ったので刑事事件の税金問題は解決済みであるとする主張も取り上げていない。原判決は判断に遺漏がある。これらの事情は、東京国税局長が調査により解決することができたはずであり、共助を拒否すべき事情であったにもかかわらず、これを看過した点で本件各処分は違法である。

(2) 被控訴人は、租税額の存否や金額は韓国で争うべきである旨主張するが、控訴人には韓国で本件を争う足掛かりとなる代理人はいない。代理人がおり、財産がある日本ではなく、代理人がいない要請国（韓国）でしか争うことができないというのは、控訴人の本件を争う権利を著しく制限しており、租税条約の解釈として不当である。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、東京国税局長が本件各処分をしたことについて国賠法1条1項の違法があったということはできないから、控訴人の請求は理由がないものと判断する。その理由は、18頁1行目を削るほかは、原判決「事実及び理由」第3の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 当審における控訴人の補足的主張に対する判断

(1) 控訴人は、原判決がCに係る刑事事件が執行猶予期間を経過して刑事責任が消滅しているという控訴人の主張や、刑事事件の有罪とされた金額相当額以上の支払を行ったので刑事事件の税金問題は解決済みであるとする主張も取り上げておらず、判断に遺漏がある旨主張する。

しかし、原審における争点整理の経過を見ると、令和3年12月3日に開かれた原審第1回弁論準備手続期日において、原審裁判長から控訴人（原審原告）に対し日本の争訟手続で争うことができる点に限って違法事由を主張されたい旨の求釈明がされたのに対し、令和4年1月28日の原審第2回弁論準備手続期日において、控訴人が指摘する上記の主張が記載された控訴人の準備書面（同月18日付け）が陳述されたが、国賠法1条1項の違法に該当する事由についての控訴人の主張は、引用に係る原判決「事実及び理由」（補正後のもの。以下「原判決」という。）第2の4掲記の違法事由①ないし⑥であることが確認され、その後、同年4月22日に開かれた原審第3回弁論準備手続期日においても、受命裁判官から、控訴人は違法事由①ないし⑥に関して反論するよう指示されていたのであり、このような争点整理の経過等を踏まえると、原審が違法事由①ないし⑥及び情報交換義務の不履行を控訴人が主張する違法事由として整理し、判断したことに遺漏があるということはできない。

仮に、この点を措いたとしても、控訴人の上記の主張は、結局のところ、本件共助対象外国租税に係る租税債権が存在しない旨の主張にほかならないところ、共助条約23条2項は、共助対象外国租税債権の存在又は額についての争訟の手続は、要請国の適当な機関にのみ提起することができる旨を定め、実特法11条13項は、共助実施決定に関する不服申立て及び訴えにおいて共助対象外国租税の存否又は額が当該共助対象外国租税に関する法令に従っているかどうかを主張することができない旨を定めており、これらの規定によれば、共助条

約及び実特法は、要請国の租税債権の存否及び額については、専ら要請国の不服申立て及び訴訟手続の中で争うことを予定していると解される。そうすると、共助条約及び実特法は、被要請国の権限ある税務当局において、共助条約による保全共助実施決定処分及びこれに基づく保全措置としての共助対象者の財産の差押処分をするに当たり、共助対象者との関係で、共助対象外国租税に係る租税債権の存否及び額を調査する義務を課しているものとは解されないし、本件共助対象外国租税の中に本件判決において無罪とされた部分も含んでいることを具体的にうかがわせる記載は存しないこと等の事情に照らせば、東京国税局長が、本件共助対象外国租税の存否及び額について韓国国税当局に確認することなく本件各処分をしたことにつき、職務上の注意義務違反があったとはいえない（原判決第3の1（3））。

したがって、控訴人の上記の主張は採用できない。

- (2) 控訴人は、本件共助対象外国租税に係る租税債権の存否及び額等を要請国である韓国で争わせることは、控訴人の本件を争う権利を著しく制限し、租税条約の解釈として不当である旨主張する。

しかし、共助条約及び実特法等に基づく徴収の共助は、租税債権を徴収するための強権的な公権力の行使が自国の領域内に限られるという制約を前提としつつ、被要請国が、要請国の要請に基づき、要請国の租税債権を要請国のため被要請国の納税者から徴収する反面、要請国の租税債権の存否及び額等については、要請国の適当な機関における争訟手続においてのみ争うことができることとしたものである。このような仕組みに照らすと、本件において、控訴人が、共助対象外国租税に係る租税債権の存否及び額等を要請国である韓国においてのみ争うこととされるのは、共助条約や実特法等を解釈適用した結果にほかならない。また、控訴人の代表者であったCに係る租税遁脱が韓国における刑事裁判において争われていたことに照らせば、本件共助対象外国租税に係る租税債権の存否及び額等を要請国である韓国のみにおいて争うことができるとしても、控訴人の争訟の権利を著しく制限するものともいえない。

したがって、控訴人の上記の主張は採用できない。

- (3) 控訴人は、上記のほかにもるる主張するが、いずれも東京国税局長に職務上の注意義務違反があったことを裏付けるものではないから、採用できない。

第4 結論

そうすると、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官 鹿子木 康

裁判官 田原 美奈子

裁判官 進藤 壮一郎